

改正後	現行
<p>は、3の(3)の⑩の規定を準用する。</p> <p>⑱・⑲ (略)</p> <p>⑳ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第14の19の福祉・介護職員等特定処遇改善加算につ</u> <u>いては、2の(1)の㉑の規定を準用する。</u></p> <p>(6) 就労定着支援サービス費</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いにつ いて 報酬告示第14の2の5の職場適応援助者養成研修修了者配置 体制加算については、3の(3)の⑪のイに掲げる職場適応援助 者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、 就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助 サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の6の重度障害者支援加算については、次 のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又 は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定 重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生 活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合</p>	<p>は、3の(3)の⑩の規定を準用する。</p> <p>⑱・⑲ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) 就労定着支援サービス費</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いにつ いて 報酬告示第14の2の5の職場適応援助者養成研修修了者配置 体制加算については、3の(3)の⑫のイに掲げる職場適応援助 者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、 就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助 サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の6の重度障害者支援加算については、次 のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又 は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定 重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生 活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合</p>

改正後	現行
<p>に算定する。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第2号)修了者(以下この⑩において「実践研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第1号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第2号)修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p>	<p>に算定する。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第2号)修了者(以下この⑩において「実践研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第1号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第2号)修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p><u>ただし、平成31年3月31日までの間においては、実践研修修了者が配置されていない場合であっても、サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上に強度行動障害支援者養成研修(実践研修)、行動援護従業者養成研修、喀痰吸引等研修(第1号)又は喀痰吸引等研修(第2号)のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出ている</u></p>

改正後	現 行
<p>ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第3号）修了者（以下この⑩において「基礎研修修了者」という。）であること。その際、喀痰吸引等研修（第1号）修了者又は喀痰吸引等研修（第2号）修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修（第3号）修了者が配置されているものとみなす。</p> <p>エ （略）</p> <p>⑪～⑫ （略）</p> <p>⑬ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて報酬告示第15の11の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の（1）の⑫の規定を準用する。</u></p> <p>第3 （略）</p>	<p><u>場合は、当該届出を行った年度のうち当該届出を行った月以降について、この要件を満たすものとする。</u></p> <p>ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第3号）修了者（以下この⑩において「基礎研修修了者」という。）であること。その際、喀痰吸引等研修（第1号）修了者又は喀痰吸引等研修（第2号）修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修（第3号）修了者が配置されているものとみなす。</p> <p><u>ただし、基礎研修修了者が20%以上配置されていない場合でも、平成31年3月31日までの間においては、生活支援員のうち10%以上が基礎研修修了者であって、かつ、生活支援員のうち他の10%以上に基礎研修等のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出ていること。</u></p> <p>エ （略）</p> <p>⑪～⑫ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第3 （略）</p>